5039	神戸船渠工業株式会社	兵庫県神戸市兵庫区西出町一丁目一番八号	平成二十二年九月三日から平成二十三年九月二日まで
5040	株式会社アーム電子	東京都八王子市叶谷町千五十五	平成二十二年八月二十三日から平成二十三年八月二十二日まで
5041	株式会社ダイヤテック	埼玉県所沢市大字城六百七十三番地	平成二十二年八月二十三日から平成二十三年八月二十二日まで
5042	株式会社イレックス・ホールディング	愛知県名古屋市中区丸の内一丁目十五番九号	平成二十二年九月一日から平成二十三年八月三十一日まで
5043	株式会社須藤製作所	愛知県豊明市栄町舘六番地	平成二十二年九月二日から平成二十三年九月一日まで
5044	株式会社ピオルネ	大阪府枚方市岡本町七番一ノ五百五号	平成二十二年九月六日から平成二十三年九月五日まで

○国土交通省告示第千百五十四号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月八日　国土交通大臣　馬淵　澄夫

本則の表利率の欄中「一・一パーセント」を「一・二パーセント」に改める。

附則第三項の表一の項中「一・三パーセント」を「一・四パーセント」に、同表二の項中「一・四パーセント」を「一・五パーセント」に改め、同表三の項利率の欄を次のように改める。

一・四パーセント（用地取得費に出資金を充てる場合の当該出資金に相当する額の部分については、無利子）	一・四パーセント（用地取得費に出資金を充てる場合の当該出資金に相当する額の部分については、無利子）
無利子	一・五パーセント（用地取得費に出資金を充てる場合の当該出資金に相当する額の部分については、無利子）

同表四の項中「一・四パーセント」を「一・五パーセント」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、独立行政法人都市再生機構がこの告示の施行の日以降に締結する独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第千百五十五号

踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第三条第一項の規定に基づき、保安設備の整備により改良することが必要と認められる踏切道を平成二十二年九月二十四日付けで次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十月八日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

名称	踏切道名称
事業者名	秩父鉄道株式会社
線	秩父線
1．踏切遮断機を設置すべき踏切道	武州荒木No.4
〃	黒谷No.7
〃	上毛線第29号
上毛電気鉄道株式会社	若柳1
関東鉄道株式会社	みやじ
西日本旅客鉄道株式会社	堀の内
四国旅客鉄道株式会社	第78号
島原鉄道株式会社	第146号
〃	
2．踏切警報時間制御装置を設置すべき踏切道	
事業者名	踏切道名称
西日本旅客鉄道株式会社	血清前
3．踏切支障報知装置を設置すべき踏切道	
事業者名	踏切道名称
新京成電鉄株式会社	滝不動4号
西日本旅客鉄道株式会社	中村

○国土交通省告示第千百五十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十月八日　国土交通大臣　馬淵　澄夫

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
ヤマハ熊本プロダクツ株式会社　本社工場	熊本県八代市新港町四丁目8番地	船外機（連続最大出力が56キロワット以下のものに限る。）	平成22年10月1日から平成27年9月30日まで

○東北地方整備局告示第百四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月八日　東北地方整備局長　青山　俊行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十三号	新庄市大字鳥越字駒場一〇九七番一一七から同市大字鳥越字本宮後四三五二番まで	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十月八日

○関東地方整備局告示第三百六十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月八日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十五号	東京都大田区南蒲田一丁目三七番六地先から同区南蒲田二丁目三一番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十月十日

○沖縄総合事務局告示第四十三号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十二年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき告示する。

平成二十二年十月八日

沖縄総合事務局長　竹澤　正明